# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	五條市国民健康保険資格・給付に関する事務 基礎項目 評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険資格・給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による 不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締 結することとしている。

## 評価実施機関名

五條市長

### 公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ・住民の異動届(転入、転出、社入、社難等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収犯予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者自報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。  番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。  【オンライン資格確認の準備業務」】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または基準に関する事務」及び「確保険者等に係る情報の利用または提供に関る事務」を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合金)または社会保険診療報酬支払基金以下「支払基金事」に委託することができる旨の規定が国民健康保険に対して「独保機別が行号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金(以下「取りまとめ機関」)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ・オンライン資格確認等システムで破保険者等の資格情報を利用するために、国保連合金から再要託を受けた国民健康保険中央会以下「国療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を行うために、当市から破保険者の運営を持ての提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等の運営を持ている機関別符号取得等事務を指別するために、費の運用にて行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等の運営を持ての提関別符号取得等事務を指して、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、第4年では、
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、 国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイ	ル名
 国民健康保険(資格)ファイ	/ル・国民健康保険(給付)ファイル

#### 3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項 別表第1の30の項

·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条

#### 法令上の根拠

<オンライン資格確認の準備業務>

•番号利用法 第9条第1項(利用範囲)

別表第1 項番30

- ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
- ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 (実施の有無
 (実施する)

 (2) 実施しない

	3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条及び第53条(特定個人の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における	<b>担当部署</b> 
①部署	すこやか市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・記	J正·利用停止請求
請求先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの	)取扱いに関する問合せ
連絡先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人未満	]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	暇ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点					
3. 重大事故	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及				
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	™機関については、それそ	れ重点項目評価書	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載され			
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネットワークシ	ステムを通じたノ	(手を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託		[	]委託しない			
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通り	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				

7. 犋	7. 特定個人情報の保管・消去					
	固人情報の漏えい・滅失・ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人	手を介在させる作業			E	]人手を介在させる作業はない	
	ウミスが発生するリスクへ モは十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	・申請書に記載された個人番・特定個人情報を含む書類は				

9. 監	查				
実施の	)有無	[ 〇 ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 稅	<b>ビ業者に対する教育・</b> 唇	<b>客発</b>			
従業者	省に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 量	<b>長も優先度が高いと考</b> え	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報と 不正に使用されるリスクーな使用等のリスクへの対策 すわれるリスクへの対策 システムを通じて目的外のシステムを通じて不正なお	:の紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 後 託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	行う。	寺定個人情報が記録された	管することを徹底する。 た書類等が混入していないか、複数人 は、廃棄した記録を保存すること。	ーーー

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
平成28年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会】 番号法19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 【情報提供】 ・番号法19条第7号 別表第2の 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97及び106の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条,第49条及び第53条	事後	
平成28年2月1日	5. 評価実施機関における担当 部署	保険課長 稲次裕美	保険課長 上田喜輝	事後	
	1. 对家人数 集計時点	平成26年10月31日時点	平成28年2月1日時点	事後	
亚战20年2月1日	Ⅲ   キハ州  栎  百日	平成26年10月31日時点	平成28年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務②事務の概要	国民健康保険法に基づき被保険者の資格の得喪・変更の事務処理をし、被保険者証やその他認定証 や受給者証など関係証を交付する。また国保の制度に基づき給付事務を行っている。	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、一部額、免申請書等から、一部負担金減額申請書等から、一部負担金減額申請書等から、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。・被用制度の被保険者として被保険者の持定として、後期高齢者医療制度の被保険者として被保険者の持定に関して、保険給付を持ている。・被保険者として、保険給付きが保持報およびに対して、保険給付きが情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワーシステムに接続しても情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務③システムの名称	国民健康保険(資格)システム・国民健康保険 (給付)システム・中間サーバー	国民健康保険(資格)システム、国民健康保険 (給付)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約 システム	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税賦課・徴収ファイル	国民健康保険(資格)ファイル・国民健康保険(給付)ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 【情報提供】 ・番号法19条第7号 別表第2の 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97及び106の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第1 条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25 条,第33条,第43条,第44条,第46条,第49条及び第 53条	(特定個人情報の提供) ・番号法19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 3 9, 42, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 9 5, 97, 106, 109及び120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条,第49条及び第53条(特定個人の照会)・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条	事後	
平成29年4月1日	当部署 ②所属長	保険課長 上田 喜輝	保険課長 田中 加代	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	保険課長 田中 加代	保険課長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ,2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月25日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の基準収入額適用に供養務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入を見受給証を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、一部額、免に関する申請書から、「一世帯主からの国民健康保険における、「一部を発展を発展を発展を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」)に委託することができる旨の規定ができる旨の規定ができる旨の規定ができる旨の規定ができる皆の規定ができる皆の規定ができる皆の規定ができる皆の規定の取る等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金に委託することとし、国保連合会から再委託を受国保健康保険中央会(以下「国保中央会」)及び支払基制で、下取りまとめ機関」)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を押央会が、当市から被保険者の資格を関係に、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等行うために、当市から被保険者資格情報の提供を行		制度改正
令和2年8月25日	特定個人情報ファイルを取り扱   う事務   ③システム名称	, 国民健康保険(資格)ンステム、国民健康保険 (給付)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー 国保経会システム 国保持報告約	国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	制度改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月25日	個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月25日	情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 3 9, 42, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 9 5, 97, 106, 109及び120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条,第49条及び第53条(特定個人の照会)・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の原	(特定個人情報の提供) ・番号法19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 3 9, 42, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 9 5, 97, 106, 109及び120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務各、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第3条、第4条、第5条、第19条、第46条、第49条及び第53条(特定個人の照会)・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の項・行政手続における特定の個人を識別するための項・行政手続における特定の個人を識別するための項・行政手続における特定の個人を識別するための項・行政手続における特定の個人を識別するための項・行政手続における特定の個人を識別するための事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条  <オンライン資格確認の準備業務>・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正
令和3年11月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年11月10日	I , 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年11月10日	係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年11月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年11月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年11月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	I,5、①部署	保険課	保険年金課	事後	機構改革によるもので重要な 変更に該当しない。
令和4年4月1日	I,5、②所属長	保険課長	保険年金課長	事後	機構改革によるもので重要な  変更に該当しない。
令和4年4月1日	I,7.請求先	保険課	保険年金課	事後	機構改革によるもので重要な 変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I,8.連絡先	保険課長	保険年金課長		機構改革によるもので重要な 変更に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年11月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日		令和3年11月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。